

# 事務所だより 12月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053  
 芦屋市松浜町 6-14-2  
 Tel: 090-7490-7396  
 Fax: 0797-78-6488



師走の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

11月3日、自治会のウォーキングの会に参加しました。天気もよくて1時間ほど近所を歩きました。どれくらい歩いたか気になって、歩数の確認にスマホをズボンのポケットから取り出そうとしたところ、スルッと滑ってアスファルトの上に『カチン』…。嫌な音がしたな、とは思ったのですが、案の定、画面が割れて真っ暗です。何か動いているのですが画面が点かない。家で復活を期待しましたが、うんともすんとも言わなくなり、ついに力尽きました(;\_;)。このままでは仕事にならないので翌日ドコモショップへ。ところが在庫がない!「『らくらくフォン』ならありますよ」と言われても、さすがに『らくらくフォン』はちょっと(^\_^;)。結局、買わずに帰ってきました。スマホがない、仕事に差し障る。困った…。



11/8 は皆既月食でした。雲もなく、きれいに見れました。

ドコモショップから帰ってApple Storeを物色しました。在庫あり!しかも受取れる日が『本日』になっているではないですか!さらにドコモショップより4万円安い!!今どきのスマホは『SIMフリーなのでドコモショップで買わなくてもSIMを差替えれば使える』というのは知っていたので、こうなったら早さ優先です。最も近いApple Store心斎橋が21時まで営業しています。このとき19時。急いでネットで申込み・クレジット決済をして、喜び勇んで心斎橋へ。ところが、購入手続きだけではダメで「準備完了メール」が届いて初めて購入できるということ。店員さんは「この時間だから今日はお渡しできない」と言います。せっかく心斎橋まで行ったのに(T\_T)。結局、配送に変更してもらい、9日にやっと新しいスマホを手に入れました。皆様、ご迷惑をおかけしました。救いだったのは、8月の終わりに電話番号のバックアップを取っていたことです。完全とはいきませんが、何とか連絡が取れる状態になりました。しかし、スマホ依存極まれり、ですね。電話はもちろん、メール・LINE、何もできない。

天気も良くてウォーキングには最高だったのですが。まさかの落とし穴が…



こまめなバックアップ。肝に銘じました。そもそも落とさないようにしないと。新しいスマホは首からぶら下げます(>\_<)。

では、事務所だより12月号をお送りします。今年もあっという間に終わりですね。本当にお世話になりました。来年もよろしく願いいたします。

## ☆ お知らせ (2022年12月の税務)

| 期 限    | 項 目  |
|--------|--|
| 12月12日 | ▶ 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(当年6月~11月分)の納付                   |
| 翌年1月4日 | ▶ 10月決算法人の確定申告<br><法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>                         |
|        | ▶ 1月、4月、7月、10月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告<br><消費税・地方消費税>                              |
|        | ▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<br><消費税・地方消費税>                                     |
|        | ▶ 4月決算法人の中間申告<br><法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)                              |
|        | ▶ 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月毎の中間申告<br><消費税・地方消費税>                          |
|        | ▶ 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヶ月分)<br><消費税・地方消費税> |
|        | ▶ 給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出(本年最後の給与の支払を受ける日の前日)                |
|        | ▶ 給与所得の年末調整(本年最後の給与の支払をするとき)   |
|        | ▶ 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付(12月中において市町村の条例で定める日)                                    |

年末調整や確定申告が来ます。必要書類である「**生命保険料控除証明書**」「**地震保険料控除証明書**」「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」など、各種証明書をご準備ください。よろしく申し上げます。

## ☆ 日本版インボイス制度~3万円基準~

消費税の計算上、仕入税額控除を受けるためにはインボイスの保存が必要となります。ただ、インボイスの保存が免除され、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる取引もあります。

今月号では、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の取引の種類や会計処理についてお伝えします。

まず、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合ですが、下記のようになっています（国税庁インボイス制度に関するQ & Aより）。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）
- ③ 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入
- ④ 質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入
- ⑥ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入
- ⑦ 適格請求書の交付義務が免除される 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

③～⑥は、同じような理由でインボイスの保存が免除されています。というより、インボイスの発行が無理な内容となります。

③は、いわゆるリサイクルショップです。私たちがリサイクルショップに不用品を売りに行ったら、インボイス制度の下では私たちがリサイクルショップにインボイスを発行しないといけないのですが、そうすると私たちは消費税を納税する必要があります。それは無理な相談ですし、私たちがインボイスを発行しないからリサイクルショップ側で仕入税額控除が認められない、となるとリサイクルショップは消費税の税負担で潰れてしまうでしょう。

④は、③の質屋のバージョンです。

⑤は、私たちが不動産を不動産屋に売却する場面です。不動産屋が仲介に入る場合とは異なります。不動産屋が私たちから不動産屋を購入して他へ売却する場合、私たちから購入した不動産について仕入税額控除が認められないと、多額の消費税の納税が発生します。これも、不動産屋が潰れるかもしれませんね。

⑥は、廃品回収ですね。  
さて、他はどうでしょう。

①は電車の切符などです。切符は、下車するときに回収されてしまいますので、インボイスの保存ができません。それに対応するためにインボイスの保存がなくても、帳簿に必要事項を記載すれば、仕入税額控除が認められる、というものです。ただし、3万円以上の電車、飛行機代などは、インボイスの保存が必要となりますので、お気を付け下さい。

②も同じような内容ですね。入場券が入場するときに切り取られてしまって、手許にインボイスとなるようなものが残らない場合です。

⑦は、自動販売機でジュースを買った場合です。自動販売機からジュースと一緒にインボイスが出てきたら逆に面白いですね。こちらも3万円以上になるときは、インボイスの保存が必要です。

⑧は、郵送料です。実は、切手は切手を貼った郵便物をポストに投函して宛先に配達されて初めて役務の提供が終わるということで、郵便局で切手を買っただけでは消費税の仕入税額控除はできません。機会があれば郵便局で切手を買ったときに領収書を見て下さい。消費税は、非課税になっています。そうすると、ポストに入れたときにインボイスが発行されないといけなくなります。ポストは貼ってある切手を判別してそれに見合ったインボイスを作成しないとダメです。すごいポストですね。AIや技術が発達すれば可能になりそうな気がします。

⑨は、出張の際に従業員に払う日当は、旅費規程等で定められており、通常領収書は従業員からもらえません。また、宿泊費や交通費も含めて日当を支払っているような場合は、ホテルや交通費のインボイスを従業員からもらえませんので、実務に合わせた取扱いかと思います。ただし、インボイスの保存は必要ありませんが、出張報告書などは法人税法や所得税法の要請から必要になりますので、作成して下さい。

次に上記のような9つの取引に該当した場合、どのような内容を帳簿に記載しないといけないのでしょうか（国税庁インボイス制度に関するQ & A）。

まず、①課税仕入の相手方の氏名 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率であればその対象品目である旨） ④対価の額、これは必須となります。

そして、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨（①～⑨に該当する旨）。

例えば

- ①に該当する場合は、「3万円未満の鉄道料金、※帳簿のみ保存特例」
- ②に該当する場合は、「入場券等、仕入の相手方の住所又は所在地（一定の者を除く）、※帳簿のみ保存特例」
- ⑦に該当する場合は、「〇〇市 自販機 ※帳簿のみ保存特例」、「××銀行〇〇支店ATM、※帳簿のみ保存特例」
- ⑨に該当する場合は、「従業員に支給する出張費、新幹線代、※帳簿のみ保存特例」

会計処理をするときに、一言一句とは言いませんが、摘要欄に上記のような内容を記載する必要があります。実務でこれをどのように作業・処理していくのか。私がお預かりする資料に分かるようにしておいていただく必要があります。私の方も細かいことをお尋ねしないといけなくなります。お互いどのように対応するのか、頭が痛い問題です。

上記のようなこともありますし、インボイス制度が始まると保存が必要な書類が膨大になります。令和6年1月1日から始まる電子帳簿保存法も絡めて会社の制度設計をすることを考えないといけないかもしれませんね。